

経営管理権集積計画の策定に伴う縦覧についての公告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記により縦覧に供する。

令和8年4月2日

福島市長 馬場雄基

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧期間

集積計画存続期間中

3 縦覧場所

福島市のホームページ

4 本公告により、福島市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(備考)

森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。

経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在	地番	林班	小班	面積 ha	集積計画存続期間	
集R8-1	福島市桜本字愛宕山	2-2	吾妻 60	94	5.15	公告日 から 令和23年3月31日 まで	
		3-2		104			
		3-1		97	3.75		
	福島市桜本字鬼谷久保	12		20	1.16		
		12		25	2.35		
					3.18		
			0.29				
			1.05				
集R8-2	福島市桜本字日山坂	1-1	吾妻 60	221	1.11	公告日 から 令和23年3月31日 まで	
		2		159			
		3-2		131			
		5-1		123			
		6-2		123			
		10-2		123			
		11-2		131			
		12-2		220			
		13		131			
		14		220			
		17-2		134			
		17-3		221			
		17-4		159			
		17-7		134			
		18-4		146			
		18-7		143			
		23-1		123			
		1-2		141			0.07
		17-12					
		18-5					
		3-1		219			0.20
		4-1					
		5-2					
	5-3						
	6-1						
	6-3						
	10-3						
	10-5						
	11-1						
	23-2						
	4-2	219	0.03				
	4-3						
	5-5						
	6-5						
	10-1						
	12-1	149	0.08				
	17-1	149	0.07				
	17-5	149	0.06				
	17-9	132					
	18-7	143	0.02				
福島市桜本字日山	6	179	0.85				
	4	176	0.84				
	5	177					
集R8-3	福島市桜本字日山坂	18-8	吾妻 60	146	0.16	公告日 から 令和23年3月31日 まで	
		18-2		228			
		18-2		228			0.05
	福島市桜本字堂柱	5		吾妻 61	40		0.56
		5			40		0.15